



ページ番号
1001532

上下水道料金の スマートフォン決済を拡大

上下水道総務課
(福田支所2階)

☎0538-58-3082
FAX 0538-58-3123

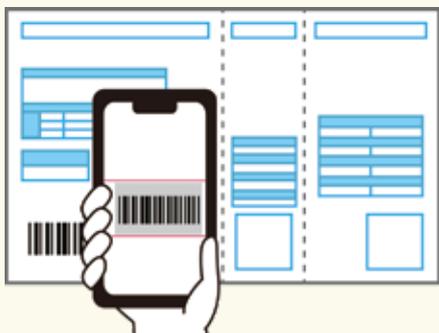
楽天ペイ・ファミペイが利用可能に

上下水道料金は、金融機関やコンビニエンスストアに加えて、スマートフォン決済 (paypay・LINE pay・d払い・J-Coin・auPAY) での請求支払いなどで納めることができます。このスマートフォン決済に、1月4日(休)から楽天ペイ・ファミペイが加わります。



注意事項

- ・スマートフォン決済は、金額が30万円以下でバーコードが印刷された納付書が対象ですが、Fami payのみ10万円までとなります
- ・金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口では、対応アプリでの支払いはできません



・領収書が必要な場合は、スマートフォン決済を利用せず、金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口で納付してください

・口座振替を利用されている方がスマートフォン決済による支払いを行う場合は、納付書払いへの変更手続きが必要です。上下水道料金センター (☎58-3070) までご連絡ください

ページ番号
1006213

水道管の防寒対策

上下水道総務課
(福田支所2階)

☎0538-58-3086
FAX 0538-58-3123

寒さに備えて凍結や破裂を予防しましょう

朝の冷え込みが厳しいとき (目安はマイナス4℃以下) や気温の上がらない日が続くと、水道管は凍結しやすくなり、水が出なくなったり、管が破裂して水が漏れてしまったりすることがあります。寒波が来る前に、水道管への防寒対策をお願いします。

防寒対策の方法

- ① 水道管を市販の水道管保温材やタオル、毛布、布切れ、発泡スチロールなどで覆い、水で濡れないようにビニールテープなどで巻く
- ② 蛇口から少量の水を出し続ける
※水道料金がかかりますので出し過ぎにご注意ください
- ③ メーターボックスに保温材 (発泡スチロールを細かく砕きビニール袋に入れたものなど) を詰める
※メーター検針は容易にできるようにしてください

水道管が凍ってしまったら

水道管の凍った部分にタオルや布などをかぶせ、その上から「ぬるま湯」をゆっくりかけて溶かします。熱湯を直接かけると、水道管が破裂することがあります。また、蛇口を開けてもすぐに水が出ない場合は、必ず蛇口を閉めて自然に溶けるのを待ってください。

凍結により水道管が破裂してしまった場合は宅地内の止水栓を閉め、破裂した部分にビニールテープなどで応急処置をし、直ちに市の指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。
※指定給水装置工事業者は市ホームページでご確認いただくか、上下水道料金センター (☎58-3070) にお問い合わせください





ページ番号

1011754

「救急情報シート」の

活用を！

高齢者支援課
(iプラザ3階)

☎0538-37-4831

FAX 0538-37-6495

『もしも』のために備えましょう

救急情報シートとは

救急情報シート(旧救急医療情報キット)とは、119番通報などの救急時に、本人や家族から聞き取りができない場合、氏名、生年月日、緊急連絡先、かかりつけ医など、駆けつけた救急隊員や救護者に必要な情報を知らせるために、日頃から準備しておく用紙です。

対象者

磐田市にお住まいの方であれば、どなたでもご利用できます。

配布場所

市ホームページからダウンロードできます。また、高齢者支援課、地域包括支援センター、磐田市消防署で配布しています。

※10枚以上必要な場合は、事前にご連絡ください。

使用方法

救急情報シートを、救急隊員や救護者の目に留まりやすい場所に、透明のビニール袋などに入れて置いておきましょう。

■年に1回は記載した内容に変更がないかを確認し、常に最新の情報に更新しておきましょう。

昨年、記入や内容確認をスムーズに行えるよう記載内容の見直しを行い、救急情報シートとなりましたが、「救急医療情報キット」をお持ちの方はそのまま活用していただいております。
ただし、以前配布されたプラスチックの筒とステッカー(シール)は、市からは新たに配布しておりませんので、ご承知おきください。

救急情報シート

シート(表)

シート(裏)

「もしも」のときのために 救急情報シート

一人暮らしの人や健康に不安のある人は活用してください

救急情報シートとは？

- 急病などの緊急時に、ご自身の氏名や生年月日、緊急連絡先等の情報を救急隊(消防職員)等に伝えることができない場合に備えて、ご家庭に備えておくものです。
- 救急隊等へ情報を提供することに同意できる場合に、ご自身、またはご家族で記入してください。
- 救急情報シートは、磐田市にお住まいであれば誰でも利用できます。

自宅での保管方法

- 保険証やお薬手帳などと一緒に保管してあれば、「もしも」のときの情報伝達がよりスムーズになります。
- ビニールなど透明な袋に入れて、冷蔵庫の扉や部屋の壁に貼るなど、救急隊等の目に留まりやすい場所に保管してください。
- ※二つに折っても構いません。
- ※「救急医療情報キット」のプラスチックの筒(現在は配布していません)をお持ちの方は、それを利用して冷蔵庫に保管しても構いません。
- 記載した情報は、定期的を確認してください(変更があったら更新してください)。

このシートの入手方法

- 高齢者支援課や各地域包括支援センター、消防署で配布しています。
- 磐田市ホームページからダウンロードできます。

問合せ

平日 8:30 ~ 17:15

- ・磐田市高齢者支援課 (iプラザ3階) ☎ 0538-37-4831
- ・磐田市救急企画室 (磐田市消防署) ☎ 0538-36-9919

毎年、お誕生日などに、記入内容を確認しましょう！

救急情報シート 作成日 令和 年 月 日

記載内容確認 チェック欄 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月

氏名 かな()

生年月日 大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
平成・令和

緊急連絡先 (緊急連絡先とした人には、このことを伝えておいてください)

順	氏名	関係	電話番号	居住地 (住所を記入)
1				市内・市外()
2				市内・市外()

緊急時の医療行為の参考になりますので、できるだけ正確にお書きください。 ※かかりつけ医や入院歴のある病院への搬送を約束するものではありません。

飲んでいる薬はありますか? ない・ある [ある]人は、お薬手帳または薬剤情報提供書(薬でいたしたく経歴)と一緒に添削してください。「もしも」のときの情報伝達がよりスムーズになります。

かかりつけ医はどこですか? ない・ある [ある]は、病院 科

入院したことはありますか? ない・ある [ある]は、病院 科 病名:

「もしも」のときに医師に伝えたいことがあれば、「[]」の中にし点を付けてください。
 できるだけ救命、延命してほしい なるべく自然な状態で見守ってほしい
 苦痛をやわらげる処置なら希望する その他 []

その他記入欄 (緊急時に役立つと思われることがあれば記入)

毎年、お誕生日などに、記入内容を確認しましょう！

更新日を記入しておきましょう！

ヤングケアラー

あなたの近くにいませんか

こども・若者相談センター
(iプラザ 3階)

☎ 0538-37-2018

FAX 0538-37-2812

子どもたちが『子どもひろし』でキョロロン!

ヤングケアラーとは

家族にケアが必要な場合に、大人が担うべき家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを、手伝いの範囲を超えて日常的に行い、責任や負担の重さにより、学校に行けなくなる、友達と遊ぶ時間が少ない、など日常生活に影響が出ている18歳未満の子どもをいいます。

市のヤングケアラーの実態

令和3年度に行った静岡県の実態調査では、市内に「家族のケアをしている」と回答した児童生徒が、回答者の4・3%、23人に1人の割合という結果でした。
ヤングケアラーを支援するために

誰に相談していいかわからない、家庭によっては、支援を受け入れることが難しいと感じていることもあり、子ども自身が追い詰められて、孤立感を感じてしまうケースがあります。

ヤングケアラーの問題解決には、周囲の理解が必要です。周囲の気づきが支援につながります。

ヤングケアラーの相談窓口

気になること、不安なこと、相談ごとは、こちらの窓口にご相談ください。

■こども・若者相談センター

☎ 37-2018

■教育委員会 学校教育課

☎ 37-4923

■子ども・家庭110番

☎ 053-458-4152

(平日午前9時～午後8時、土日午前9

時～午後5時 祝日、年末年始を除く)

■しずおかこども・家庭相談 (LINE)

(正午～午後8時)

■静岡県うちあけダイヤル

各種相談窓口があります。ホームページをご覧ください。

■24時間子供SOSダイヤル

☎ 0120-0-78310



▲ホームページ



▲LINE 友だち追加

ヤングケアラーの子どもたちは、こんなことを担っています



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わって、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴や介助をしている



ページ番号
1002635

令和5年度

予算執行状況

市の財政状況をお知らせします

財政課
(本庁舎4階)
☎0538-37-4883
FAX 0538-36-8954

ページ番号
1002757

国民健康保険税率

改定案について

答申書が提出されました

国保年金課
(本庁舎1階)
☎0538-37-4863
FAX 0538-37-4723

条例に基づき、市の財政状況を年2回公表しています。

令和5年度上半期(令和5年9月30日現在)の予算執行状況をお知らせします。

予算の執行状況

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	736億4,505万円	283億3,126万円	283億 794万円
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	320億2,593万円	117億8,868万円	114億7,772万円
公営企業会計 (上下水道事業・病院事業)	383億2,044万円	144億8,951万円	123億4,382万円

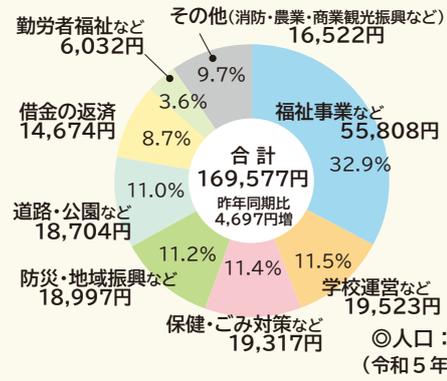
市の財産状況

※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

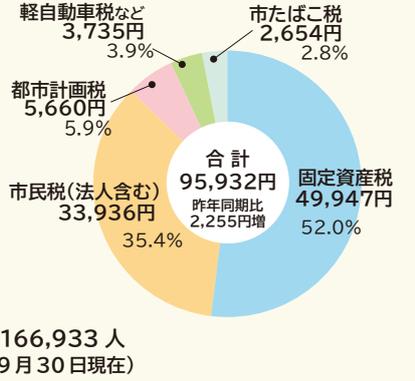
区分	現在高		種類	現在高	
	土地	建物		一般会計	特別会計
土地	515万2,800㎡		一般会計	523億8,654万円	
建物	50万1,883㎡		特別会計	2億1,169万円	
基金*	148億7,999万円		公営企業会計	389億8,158万円	
有価証券	8億7,158万円		一時借入金	0円	

市有財産

一人当たりに使われた金額(一般会計)



一人当たりの市税負担額(一般会計)



市が令和5年10月26日付けで行った、国民健康保険税率改定案の諮問に対し、11月17日(金)に「磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」の村越怜子会長代理から市長へ答申書が次のとおり提出されました。

諮問の概要
財政検証の結果、県に支払う一人あたり事業費納付金の増額などの要因により、令和4年度税率改定時の計画(2年ごと4回、一人あたり平均約5000円/回増額)では歳入不足額が予定どおり削減できないことが予想される。

そのため、計画を変更し、令和6年度は一人あたり平均約5500円/年増額、令和7年度は令和6年度に対して平均約2800円/年増額とする。(令和8年度以降の税率については令和7年度中に再度検討する)



▲答申書を提出する村越会長代理

答申の概要
財政検証などの結果を考慮すると令和4年度税率改定時の計画から変更が必要であり、諮問された税率改定案は適当と認める。

今後の予定
答申の内容を尊重し、令和6年度および令和7年度の税率改定案を検討します。

磐田市議会令和6年2月定例会へ条例改正案を提出し、令和6年4月から施行を予定しています。

市が令和5年10月26日付けで行った、国民健康保険税率改定案の諮問に対し、11月17日(金)に「磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」の村越怜子会長代理から市長へ答申書が次のとおり提出されました。

賦課方式については、県の国民健康保険運営方針に沿って、資産割を基礎課税分(医療分)は20%から10%へ引き下げ、後期高齢者支援金分および介護納付金分は廃止、平等割を介護納付金分は廃止する。(資産割の引き下げ、廃止などにより約2割の世帯では保険料が減額する見込み)

ジュビロ磐田

メモリアルマラソン

秋の磐田路をランナーが駆け抜けました

11月19日(日)、磐田市を代表するイベントの一つ「第26回ジュビロ磐田メモリアルマラソン」が開催されました。今年の合言葉「笑顔で磐田をうめつくせ!」のもと、市内外から約5000人のランナーが出席し、秋の磐田路を駆け抜けました。

ジュビロ磐田からは、山田大記選手がスターターを務めたほか、後藤啓介選手や古川陽介選手ら4人が3kmの部に参加するなど、多くの選手が大会を盛り上げてくれました。

当日従事していただいた約2600人のボランティアの方々、沿道から拍手で応援いただいた市民の皆さんなど、数多くの方々のおかげで、無事大会を終えることができました。広範囲にわたる交通規制へのご理解も含め、心より感謝申し上げます。来年もぜひご参加ください。



▲ピストル音と共に一斉にスタート



▲駆け抜ける子どもたち



▲コスプレをするランナーも

スポーツのまち推進課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4832

FAX 0538-37-5034

ページ番号
1012927

交流センターなどの

施設予約を電子化

インターネットでも予約できます

交流センターの施設予約は、各施設の窓口で受付をしていましたが、来年2月から「磐田市公共施設予約システム」を活用して予約の電子化を開始します。

対象施設

市内交流センターなど25施設
(竜洋西会館・豊岡南部会館を含む)

開始日時

2月1日(木) 午前8時30分から

予約受付の考え方

市内利用者
使用月の3カ月前の1日、午前8時30分から予約受付となります。また、より多くの方が予約をできるように、使用月の3カ月前～2カ月前の間に、施設ごとに3～5回の予約制限を設けます。
市外利用者
使用月の2カ月前の1日、午前8時30分からの予約受付となります。

予約方法

スマートフォンやパソコンなどのインターネットブラウザで「磐田市公共施設予約システム」にアクセスし、予約してください。予約方法の操作手順はホームページをご覧ください。

システムへの利用者登録

個人利用者
過去の交流センターの利用状況に関わらず、利用者登録が必要です。
団体利用者
これまでに交流センターを利用したことがない団体は、事前にシステムへの利用登録が必要です。

※お早めの利用登録をお願いします。なお、体育施設などで本システムを利用している場合は交流センターまでご相談ください。



▲公共施設
予約システム

自治デザイン課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4870

FAX 0538-32-2353



確定申告は

e-Taxが便利

自宅からいつでも確定申告

確定申告会場は、毎年多くの方が来場され、今回も混雑することが予想されます。令和5年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「自宅からのe-Tax申告」をご利用ください。

問い合わせ先

磐田税務署 個人課税部門

☎0538-32-6114



▲作成コーナー



▲動画で見る確定申告

市税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4826

FAX 0538-33-7715

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナーで 自宅でいつでも申告♪

スマホのカメラで
源泉徴収票を自動入力



過去の申告データを
利用して自動入力



令和5年分（令和6年1月以降）から さらに簡単に申告がしやすくなります

スマホで消費税申告書
などの作成が便利に



マイナポータル連携による
自動入力対象が拡大



マイナポータル

相談会では、ご自身のスマートフォンを使って申告を行います。ご来場の際には、事前にスマートフォンアプリ「マイナポータル」をインストールするほか、国税庁ホームページに掲載している必要書類をご持参ください。



▲iOS 端末をご利用の方



▲Android 端末をご利用の方

源泉徴収税額から還付される場合があります

住宅ローン控除相談会

住宅ローンを利用して住宅を新築または購入した方は、所得税の確定申告により住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の手続きを行うと、源泉徴収税額から還付（または納付税額が減少）される場合があります。

税務署では、給与所得者の方を対象に、住宅ローン控除相談会を次のとおり実施します。

とき

2月13日(火)～15日(木)

午前9時～午後5時

ところ

福田中央交流センター

受付方法

相談会の会場への入場の際は入場整理券が必要となります

※入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントで、相談希望日の10日前から事前発行できます。相談日当日の午前9時から会場でも配付します（定員に達した時点で配付終了）

問い合わせ

磐田税務署 個人課税部門

☎0538-32-6114



▲LINE (国税庁)



▲必要書類

市税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4826

FAX 0538-33-7715

固定資産税に

係る届け出

市税課
(本庁舎 1階)

☎0538-37-4809
FAX 0538-33-7715

忘れずに、届け出をお願いします

償却資産（事業用資産）をお持ちの方

毎年1月1日現在でお持ちの償却資産は市へ申告する必要があります。

申告期限／令和6年1月31日(水)

償却資産の例

- ① 農業用のビニールハウス、温室（ガラスで覆われていないもの）、井戸、ボイラー、配管など
- ② アパートなど共同住宅駐車場の舗装、外構、駐輪場、フェンスなど
- ③ 事業用の簡易建物・物置など
- ④ 事業用や営業用の資機材
- ⑤ 太陽光発電設備

申告書／市ホームページからダウンロード、または市税課家屋グループへご連絡ください。

土地の利用状況（用途）を変更した方

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の利用状況および利用目的で課税されます。登記上の地目と現在の利用

状況（用途）が異なると税額が変わる場合があります。市では実地調査を行うなど適正な課税に努めています。土地の利用状況（用途）を次のように変更した方は市税課土地グループへご連絡ください。

- (1) 住宅を事務所や作業場など住宅以外の用途に変更した場合
 - (2) 山林や原野を整理して空き地や駐車場、資材置場などにした場合
- ※農地の転用は許可などが必要です。詳しくは農林水産課(西庁舎1階) ☎37-4813へ

家屋の新築や増築、取り壊しをした方 (市職員が未訪問の方)

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在にある家屋に対して課税されます。家屋の新築や増築、取り壊しをした方は、市税課家屋グループへご連絡ください。

迷惑電話防止装置の

購入費を補助

自治デザイン課
(本庁舎 2階)

☎0538-37-4751
FAX 0538-32-2353

迷惑電話にお困りではありませんか？

市内で団体職員などを名乗り、「還付金の返金をする」「未払いの料金がある」などと告げて、送金をもちかける不審な電話が確認されています。こうした電話による高齢者の詐欺被害を未然に防止するため、通話録音装置などの購入費用の一部を補助します。



対象

市内在住で65歳以上の方

補助内容

機器購入費用のうち、1千円未満の端数を切り捨てた金額を補助（限度額は1万円） ※1世帯1台限り

対象機器

固定電話に取り付けるタイプのうち、次の①②のどちらかを選択

- ① 通話録音装置
着信時に自動で相手に録音することを予告し、通話内容を録音する機能があ
- ② 着信拒否装置
悪質電話の着信を自動判別し、点灯で通知、または自動で着信切断する機能があるもの（毎月の情報利用料が別途必要になります）

※電話機本体に機能が内蔵されているものは補助の対象となりません

申請手順

- ① 申込書（市ホームページからダウンロード可）を自治デザイン課へ提出（FAX可）する。※先着順で受付し、予算に達し次第終了となります
 - ② 市から内示通知が送付される
 - ③ 内示通知が届いてから、機器を購入する
- ※機器の設置により、迷惑電話を完全に排除できるわけではありません



ページ番号
1001921

障がい者・高齢者を

虐待から守る

福祉課
(i プラザ3階)
☎0538-37-4797
FAX 0538-36-1635

『虐待かも』と思ったら通報を

虐待は、虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されている人が声に出せなかったりする場合があります。そのため虐待を早期に発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。令和4年度は、市内において障がい者から11件、高齢者からは41件の相談通報がありました。

虐待とは、次のような行為です

身体的虐待

たたく、ヘッドに縛る、突き飛ばす

心理的虐待

怒鳴る、無視する、子ども扱いする

経済的虐待

年金や預貯金を無断で使う

放棄・放任(ネグレクト)

食事を与えない、医療受診をさせない

性的虐待

わいせつな行為

障害者虐待防止センター	☎・FAX 0538-84-6661	
地域包括支援センター	城山・向陽地域包括支援センター	☎ 0538-36-4865
	中部地域包括支援センター	☎ 0538-37-1060
	南部地域包括支援センター	☎ 0538-36-8900
	豊岡地域包括支援センター	☎ 0539-63-0500
	豊田地域包括支援センター	☎ 0538-36-1300
	竜洋地域包括支援センター	☎ 0538-66-9221
福田地域包括支援センター	☎ 0538-58-3242	
磐田警察署	☎ 0538-37-0110	
福祉課生活相談グループ	☎ 0538-37-4797	

「虐待かも」と思ったら

次の相談窓口へ連絡してください。通報者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

ページ番号
1012384

みんなで守ろう

地域の医療

健康増進課
(i プラザ3階)
☎0538-37-2011
FAX 0538-35-4586

大切なのは一人一人の思いやり

磐田市を含む中東遠地域は、医師など医療従事者が他の地域と比較して少ない地域です。医療機関の負担を減らし、安全な医療を安心して受け続けるために、一人一人が医療の現状を理解し、医療機関へのかかり方を学ぶことが大切です。

上手な医療機関のかかり方

- ① かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちましょう
- ② 症状に応じた病院、診療所にかかりましょう
- ③ 緊急時を除いて、夜間や休日の救急外来へのコンビニ受診はやめましょう
※仕事を休めない、日中は混んでいるなど、自己都合で救急外来を受診すること
- ④ 救急車をタクシー代わりに使うのはやめましょう

「地域医療いわた」の活動

市民団体「地域医療いわた」は、市民と医療の架け橋として、医療、健康、看取りに関する出前講座や情報交換会など、市の地域医療を支える活動を行っています。一緒に活動してみたい方は、健康増進課へご連絡ください。



▲「地域医療いわた」による御厨地区での出前講座の様子